子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
支給要件確認フローチャート

令和５年３月分、４月分（新規）の児童扶養手当が支給された

はい → A

「**３月分児童扶養手当受給者**」として対象になります。(申請不要)
５月３０日に振込済みです。
給付額：児童１人につき５万円

いいえ ↓

次の２つの要件のいずれにも該当する
①公的年金等を受給しているため、令和５年３月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている（児童扶養手当の申請をしていれば、令和５年３月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も含みます）
②本人及び扶養義務者の令和３年中の収入（非課税年金等を含む）が収入基準額未満であれば支給対象となります。※扶養１人の場合は約３６５万円（所得では２３０万円）
　なお、具体的な収入（所得）の計算は、別途提出の様式にて行います。

はい → B

「**公的年金等受給者**」として対象になります**（申請が必要です）**
給付額：児童１人につき５万円

いいえ ↓

次の２つの要件のいずれにも該当する
①申請時点で児童扶養手当の支給要件を満たしている（児童扶養手当の認定を受けていない方も含みます）
②の影響を受けて家計が急変するなど、本人及び扶養義務者の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている
※令和５年１月以降で、ひとり親世帯等であった時期の任意の１か月の収入額について、１２か月換算した収入見込額が基準額未満であれば支給対象となります。※扶養１人の場合は約３６５万円（所得では２３０万円）
　なお、具体的な収入（所得）見込の計算は、別途提出の様式にて行います

はい → C

「**家計急変者**」として対象になります**（申請が必要です）**
給付額：児童１人につき５万円

いいえ → 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の対象になりません